② ⑬ 美唄市茶志内町、空知郡奈井江町字茶志内

空知団地（そらちだんち）

- 美唄市と奈井江町にまたがる北海道最大の内陸型工業団地で、札幌市と旭川市のほぼ中央の位置にあります。道央自動車道の美唄 IC を利用して札幌市、旭川市へ約 60 分で移動が可能です。
- 団地内では、雪冷熱エネルギーを利用した取組みを行っています。

工業団地の区画割り

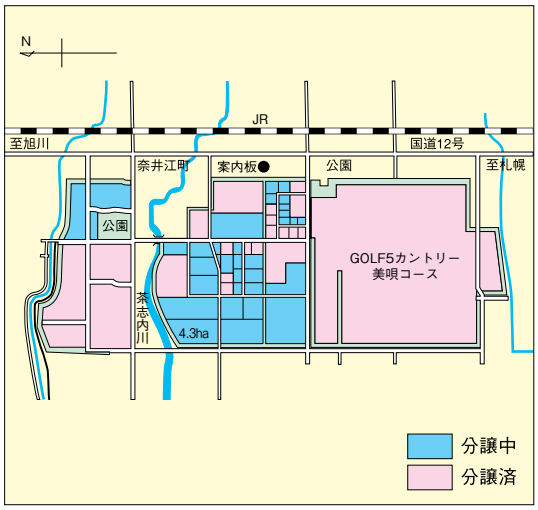

事業主体	美唄市、奈井江町
工業団地面積	276.6 ha
分譲中面積	67.3 ha
分譲価格	690（大規模区画：630）～1,070（大規模区画：810）円/m^2（令和元年度分譲価格）
リース制度	有（美唄市域）　応相談
現況	全域造成済、第 1 工区及び第 3 工区 C ゾーンについては大規模区画として分譲中
地質・地盤	地質：第 2 種 N 値：40　杭打可能な地盤までの深さ：13～15 m
用水	上水道：【美唄市】 全体容量 9,000 m^3/日、価格（営業用）　月 10 m^3 まで 2,327 円、超過料金 322 円/m^3 【奈井江町】 全体容量 3,370 m^3/日、価格（業務用）　月 15 m^3 まで 3,672 円、超過料金 277 円/m^3
排水	排水条件：A 種　排水先：石狩川流域下水道幹線（石狩川地域下水道幹線に接続し、奈井江終末処理場で処理）
電力	奈井江変電所（60,000 VA）まで 4 km、高圧線 6.0 kV
インターネット	光
地域開発法の指定	農工法、過疎法、電源過疎地域（奈井江町）
事業主体の希望業種	製造業等
立地している主な企業	㈱美唄ハイテクセンター、㈱ベールドノール、㈱一ノ瀬、左希子化粧㈱、㈱アルペン、日立建機レック㈱、㈱昌栄、（一社）北海道スノーフード研究会、㈱ミリオナ化粧品、神内ファーム二十一㈱、㈱クリーンリバー、㈱ホワイトデータセンター、奈井江町米穀乾燥調整貯蔵施設

工業団地の位置図

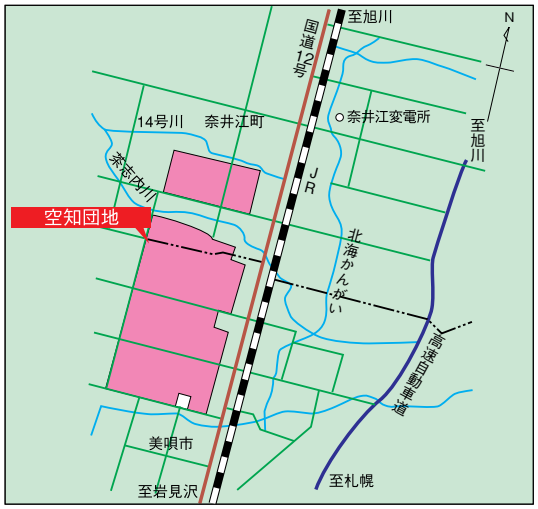

交通アクセス

- 空港　新千歳空港まで 102 km(75 分)、旭川空港まで 95 km(75 分)
- 港湾　苫小牧港まで 115 km(80 分)、石狩湾新港まで 85 km(75 分)
- 道路　国道 12 号沿い、高速自動車道美唄 IC まで 7 km(10 分)、奈井江砂川 IC まで 7 km(10 分)
- 鉄道　JR 美唄駅まで 7 km(10 分)、JR 奈井江駅まで 3 km(5 分)

市町村の優遇制度

【美唄市】　美唄市産業振興条例
補助対象：工場等(工場、ソフトウェアハウス、試験研究施設、衛星通信施設、物流関連施設、コールセンター施設、データセンター施設、植物工場、水産養殖場)
助 成 額：投資額の 10%(限度額 5,000 万円)、用地取得額の 90%(限度額 5,000 万円)、雇用者(5 人以上)30 万円×雇用者数(限度額 2,000 万円)、工業用水使用料 1 m^3 当 33 円(3 年間、1 年間 300 万円)(投資額要件 5,000 万円以上)
固定資産税、都市計画税：1～3 年度 100/100、4 年度 40/100、5 年度 20/100
【奈井江町】　奈井江町企業立地促進条例
補助対象：工場等(製造・運輸・卸売施設、電子計算機関連施設、試験研究施設、コンピュータ処理施設)
助 成 額：投資額の 6%(限度額 1,000 万円)、用地取得額の 90%(限度額 4,000 万円)、雇用者(5 人以上)30 万円×雇用者数(限度額 2,100 万円)、工業用水使用料 1 m^3 当 20 円(3 年間、1 年間 300 万円)(投資額要件 5,000 万円以上)
固定資産税：3 年分固定資産税相当額(限度額 300 万円)

お問い合わせ先

● 美唄市経済部経済観光課
〒072-8660　美唄市西 3 条南 1 丁目 1-1
TEL 0126-63-0111　FAX 0126-62-1088
URL http://www.city.bibai.hokkaido.jp/

● 奈井江町産業観光課
〒079-0392　空知郡奈井江町字奈井江 11 番地
TEL 0125-65-2118　FAX 0125-65-2809
URL http://www.town.naie.hokkaido.jp/

奈井江町

立地企業に対する税制上の優遇措置等

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　500 万円以上(業種、資本金により 1,000 万円～2,000 万円) (製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業)	―	課税免除	固定資産税	3年間 100/100 4年度 40/100 5年度 20/100 ※増設は3年間 100/100 のみ

補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
奈井江町企業立地促進条例	S63.12	○対象業種 製造業・運輸・卸売・ソフトウエア業・試験研究施設・コールセンター施設・データセンター施設 ○投資額 新設　5,000 万円以上 増設　3,000 万円以上 ○雇用人数 新設　5人以上 増設　5人以上	補助金 ○投資額に対する助成 ・空知団地 新設　投資額の6% (限度額 1,000 万円) 増設　投資額の6% (限度額 1,000 万円) ・町長が認めた地域 新設　投資額の6% (限度額 1,000 万円) 増設　投資額の6% (限度額 1,000 万円) ○用地取得に対する助成 ・空知団地 新設　用地取得の 90% (限度額 4,000 万円) ○固定資産税相当額 ・空知団地 当該用地に対して、初めて賦課されることとなった年度から起算して3年分の固定資産税相当額 (限度額 300 万円)

			○雇用者に対する助成 ・新設 町の住民基本台帳に登録されている者から5人以上を新たに採用した場合 その採用した数に30万円を乗じて得た額(限度額　2,100万円) ・増設 町の住民基本台帳に登録されている者から5人以上を新たに採用した場合 その採用した数に30万円を乗じて得た額(限度額　1,500万円)

② ⑬

北海道
そらち工業団地

分譲単価 **480円/㎡～**

用地取得額 90%助成 ※対象要件あり

アクセス（車は高速道路使用）

北海道 美唄市・奈井江町

中空知エリア　南空知エリア　参考

そらち団地詳細

所在地		北海道美唄市茶志内町、空知郡奈井江町字茶志内（美唄市中心街から北方約７km、奈井江町中心街から南西約２km）
規　模		▶工事用地総面積 247ha　▶分譲中面積 87ha（最小区画0.3ha～最大区画10ha以上）
N値		40
杭打可能な地盤までの深さ		13～15m
人　口		美唄市/20,413人（R2）　奈井江町/5,120人（R2）
労働力		通勤圏（８市８町）※ ／ 121,162人（年齢15歳～64歳までの人口、令和２年10月１日現在）
交通・輸送	道路	道央自動車道 美唄I.Cまで約７km（約10分）、同 奈井江砂川I.Cまで約７km（約10分）
	鉄道	ＪＲ函館本線 美唄駅まで約７km（約10分）、同 線奈井江駅まで約３km（約５分）
	空港	新千歳空港まで約102km（約75分）
	港湾	重要港湾石狩湾新港【最大水深10m・9バース】まで　約85km（約75分） 特定重要港湾苫小牧港【最大水深12m・36バース】まで　約115km（約80分）
根拠法令		産炭地域振興臨時措置法（失効）
地域指定		過疎法（過疎地域）、農工法（農村地域工業等導入地域）、地域雇用開発等促進法（促進地域）、企業立地促進法（集積地域）
優遇助成措置		【北海道の助成・課税免除・融資制度】 設備投資や雇用に対する助成。不動産取得税・事業税（３年間）課税免除。融資の優遇制度。 【美唄市の助成・課税免除・融資制度】 用地取得、設備投資、雇用、工業用水に対する助成。固定資産税の減免。融資の優遇制度。 【奈井江町の助成・課税免除・融資制度】 用地取得、設備投資、雇用、工業用水に対する助成。固定資産税の減免。
工場立地法の扱い		工業団地特例により、緑地等設置負担が軽減されます。
用途地域の指定		工業地域／建ぺい率：60％以内　容積率：200％以内　※特別工業地区（市条例・町条例）
用　水	上水道	【美唄市】▶全体容量9,000㎥/日 ▶料金（営業用）……20㎥まで 4,654円（税抜）［2カ月］［超過料金］1㎥につき 322円（税抜） ▶料金（大口事業用）…3,000㎥まで 619,047円（税抜）　［超過料金］1㎥につき 223円（税抜） 【奈井江町】（中空知広域水道企業団）▶全体容量3,370㎥/日、残容量450㎥/日 ▶料金（業務用）……15㎥/月まで3,672円（税込） ［超過料金（税込）］16～900㎥まで1㎥につき277円、901㎥～は1㎥につき236円
	工業用水	【美唄市工業用水道】 ▶全体容量6,500㎥/日 ▶料金…33円/㎥、超過料金66円/㎥（税抜）
排水施設		企業内処理のうえ、美唄市公共下水道又は奈井江町公共下水道に排水（ＢＯＤ5日間/1ℓ当たり600ppm未満）
電　力	管轄会社	北海道電力㈱岩見沢支店、滝川営業所
	高圧	6,000V
	特別高圧	60,000V（奈井江変電所まで約4km）
ガ　ス		プロパンガスで対応
立地協定等		美唄市又は奈井江町との間で環境保全又は公害防止に関する協定（建築協定を含む）等を締結していただく場合があります。
その他		スカイポート美唄（農道離着陸場）隣接、団地内の美唄ハイテクセンタービルに賃貸オフィスがあります。

※通勤圏（８市８町）…岩見沢市、美唄市、三笠市、赤平市、滝川市、歌志内市、砂川市、芦別市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、南幌町、長沼町、栗山町、月形町

現地見学も個別対応！詳しくはお問い合わせください！

美唄市経済部経済観光課
（直通）☎0126-63-0111
〒072-8660
北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
▶FAX　代表 0126-62-1088
▶E-mail sangyou@city.bibai.lg.jp
▶美唄市 HP http://www.city.bibai.hokkaido.jp/

奈井江町産業観光課
（直通）☎0125-65-2118
〒079-0392
北海道空知郡奈井江町字奈井江11番地
▶FAX　0125-65-2809
▶E-mail shoko@town.naie.lg.jp
▶奈井江町 HP http://www.town.naie.hokkaido.jp/

そらち工業団地ＨＰ
http://www.sorachi.jp/

WDC ホワイトデーターセンター構想
https://www.city.bibai.hokkaido.jp/soshiki/13/417.html

（令和５年10月作成）

分譲中　分譲済

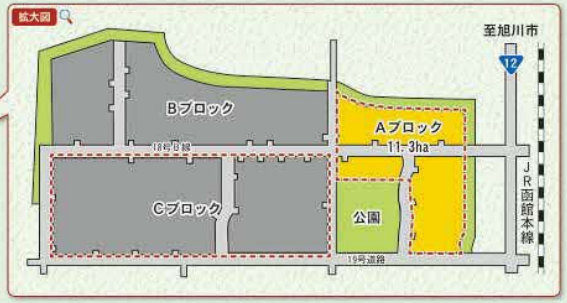

美唄ハイテクセンターから そらち工業団地を望む

美唄ハイテクセンター（区画 T-17）

美唄ハイテクセンター（区画 T-17）

中空知エリア　南空知エリア　参考

■第１工区

区画	面積（㎡）	単価（円/㎡）	総額	企業名
Aブロック	112,981.28	460円	54,231,000円	分譲中
Bブロック	159,111			農業生産法人 静内ファーム㈱
Cブロック	204,347.10			㈱クリーンリバー

■第２工区

区画	面積（㎡）	単価（円/㎡）	総額	企業名
A-1	10,479.88	890円	9,327,000円	分譲中
C-1	18,027.10	880円	15,863,000円	〃
C-2	21,831.78	870円	18,993,000円	〃
C-3	29,298.22	870円	17,659,000円	〃
D-1	53,641.56	810円	43,449,000円	〃
D-2	42,514.54	830円	35,287,000円	〃
E-2	58,519.59	810円	47,400,000円	〃
F-1-2	5,898.26	900円	5,308,000円	〃
F-1-3	4,247.36	900円	3,822,000円	〃
F-1-4	6,226.99	900円	5,604,000円	〃
F-1-5	9,565.40	900円	8,608,000円	〃
F-2-2	12,487.09	890円	11,113,000円	〃
F-3-2	5,064.56	900円	4,560,000円	〃
F-3-4	5,081.61	900円	4,573,000円	〃
F-4-1	10,220.52	890円	9,096,000円	〃
F-4-2	10,247.78	890円	9,120,000円	〃
G-1	21,499.23	870円	18,704,000円	〃
G-2	21,512.64	870円	18,715,000円	〃
G-3	42,951.55	830円	35,649,000円	〃
A-2、3	41,651			伊藤機工㈱
B	24,126			奈井江町太陽光発電設置適地
E-1	57,995			㈱プラスチックス
F-1-1	5,953			左希子化粧㈱
F-2-1	5,282			㈱レック北海道
F-2-3	6,620			積水化学北海道㈱
F-3-1	5,101			㈱ベールドノール
F-3-3	3,229			㈱一ノ瀬商店

■第３工区、B・Cゾーン、テクノゾーン

区画	面積（㎡）	単価（円/㎡）	総額	企業名
Bゾーン①	36,421.00			㈱ホワイトデータセンター
Bゾーン②	60,385.09	630円	38,042,000円	分譲中
Cゾーン	86,838.75	630円	54,708,000円	〃
T-1	5,037.10			㈱ミリオナ化粧品
T-2	5,061.26			㈱ミリオナ化粧品
T-3	5,062.30			㈱ミリオナ化粧品
T-4	5,064.18	830円	4,203,000円	分譲中
T-5	6,520.20	910円	5,933,000円	〃
T-6	5,096.38	1,050円	5,351,000円	〃
T-7	3,289.64	1,010円	3,322,000円	〃
T-8	3,235.93	1,060円	3,430,000円	〃
T-9	3,235.51			森隆㈱
T-10	3,306.69	920円	3,042,000円	分譲中
T-11	3,263.20	1,070円	3,491,000円	〃
T-12	3,550.77			㈱雪屋嵯山商店
T-13	3,973			㈱昌栄
T-14	3,661.23			加賀㈱
T-15	3,495.89			一般社団法人北海道スノーフード研究会
T-16	20,106			㈱アルベン
T-17	10,126			農業用ハイテクセンター

■第４・５工区

区画	面積（㎡）	単価（円/㎡）	総額	企業名
第4工区トータル	1,119,177			㈱アルベン
5-3	70,401			㈱アルベン

滝川中央工業団地（たきかわちゅうおうこうぎょうだんち）

● JR 滝川駅から北東約 5 km、札幌～旭川を結ぶ国道 12 号が縦断し高速自動車道滝川 IC まで 10 分の極めて交通条件に恵まれた団地です。また運動公園、住宅団地も隣接しており、自然環境も整った場所にあります。

● 工業団地の区画割り

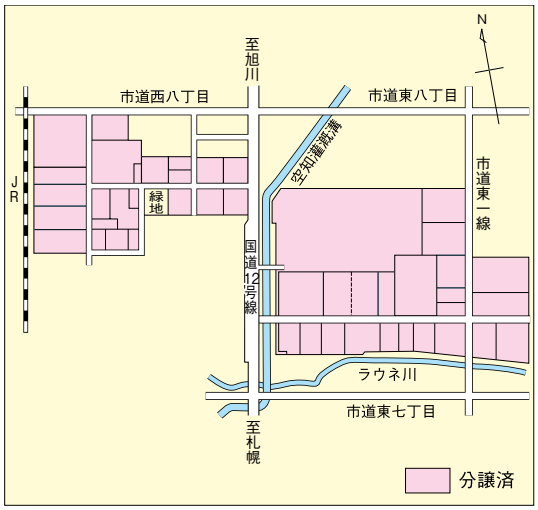

事業主体	滝川市
工業団地面積	27.5 ha
分譲中面積	0.0 ha
分譲価格	—
リース制度	無
現況	全域開発整備済
地質・地盤	地質：第 2 種 N 値：30　　杭打可能地盤までの深さ：6.5 m
用水	上水道：取得可能量 500 m^3/日 価格：15 m^3/月まで 3,672 円、 超過料金：16 m^3～900 m^3 まで 277 円/m^3　900 m^3 以上　236 円/m^3
排水	排水条件：D 種　排水先：ラウネ川（石狩川）、熊穴川
電力	二の坂変電所（12,000 kVA）まで 2.5 km、高圧線 6.6 kV
インターネット	光、ADSL　47 M
地域開発法の指定	農工法
事業主体の希望業種	製造業、情報通信業、学術・開発研究機関他
立地している主な企業	・栃木精密…金型製造 ・北海道フォンク電子㈱…電気機械器具製造 ・北興化学工業㈱…化学肥料 ・㈲真晃鍍研…メッキ ・㈱カナモト…建機レンタル

● 工業団地の位置図

● 交通アクセス

空港	旭川空港まで 60 km（70 分）
港湾	留萌港まで 55 km（65 分）
道路	国道 12 号沿い、 高速自動車道滝川 IC まで 5.4 km
鉄道	JR 滝川駅まで 4.5 km

お問い合わせ先

● 滝川市産業振興部産業振興課
〒073-8686　滝川市大町 1 丁目 2 番 15 号
TEL 0125-28-8030（直通）　FAX 0125-23-5839
URL http://www.city.takikawa.hokkaido.jp/230keizai/05sangyousinkou/kougyoudanti-top.html

中空知流通工業団地（なかそらち）

● 滝川市中心街より東方約 2 km の平坦な土地に位置する団地です。道東への連絡国道 38 号が隣接、さらに高速自動車道滝川 IC から約 500 m の至近距離にあり、資材・製品の輸送・通勤に便利な団地です。

● 工業団地の区画割り

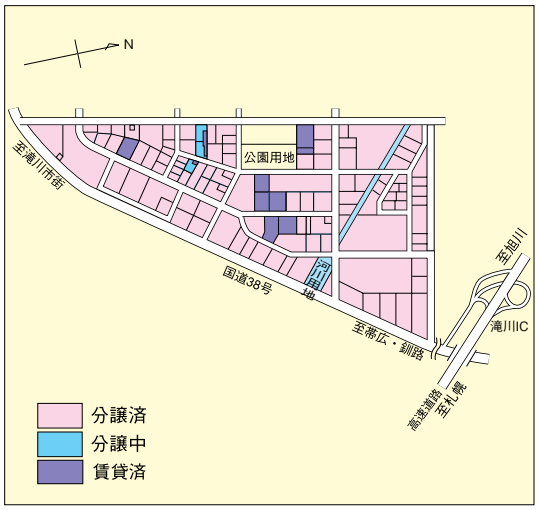

事業主体	北海道土地開発公社
工業団地面積	44.9 ha
分譲中面積	2.7 ha（賃貸借済地含む）
分譲価格	要相談
リース制度	有　1 年間当たり 475.2～541.2 円/m^2 （1 カ月当たり約 40～45 円/m^2） ※割引制度があります。詳細は北海道土地開発公社の HP をご覧ください。
現況	全域開発整備済
地質・地盤	地質：第 2 種 N 値：50　杭打可能地盤までの深さ：6 m
用水	上水道：取得可能量 500 m^3/日　価格：15 m^3/月まで 3,672 円、超過料金：16 m^3～900 m^3 まで 277 円/m^3 900 m^3 以上　236 円/m^3
排水	排水条件：A 種　排水先：団地内下水道に排水
電力	滝川変電所（30,000 kVA）まで 1.5 km、高圧線 6.6 kV
インターネット	光、ADSL　47M
地域開発法の指定	——
事業主体の希望業種	製造業、運輸業、卸売業　他
立地している主な企業	・㈱モロオ…医薬品卸　・㈲大澤製麺…麺類製造 ・北海道酒類販売㈱…酒類卸　・㈱ヤマト運輸…貨物運送 ・北海道コカコーラボトリング㈱…清涼飲料卸 ・㈱マツオ…食肉製造

● 工業団地の位置図

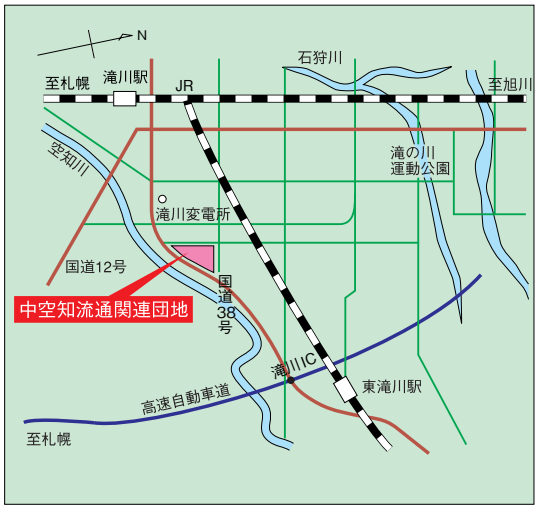

● 交通アクセス

空港	旭川空港まで 65 km（80 分）
港湾	留萌港まで 60 km（70 分）
道路	国道 38 号沿い、高速自動車道滝川 IC まで 500 m
鉄道	JR 滝川駅まで 2.7 km

お問い合わせ先

● 北海道土地開発公社
〒 060-0003　札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 番地（緑苑ビル 3 階）
TEL 011-221-2052　FAX 011-210-4522
URL http://www.t-kosya.or.jp

● 滝川市産業振興部産業振興課
〒 073-8686　滝川市大町 1 丁目 2 番 15 号
TEL 0125-28-8030（直通）　FAX 0125-23-5839

滝川市

立地企業に対する税制上の優遇措置等

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法(北海道滝川市基本計画:物流関連分野、農商工連携・地域商社分野、農業・食料関連産業、航空宇宙関連分野)に係る地域経済牽引事業者		課税免除	固定資産税	3年間

補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
滝川市商工業振興条例	S56.7 R1.12 改正	【特別融資資金】 目的　中小企業の経営安定と合理化、設備の近代化を促進するために融資するもの。 ○製造業、建設業、運輸業、その他の業種では資本の額又は出資の総額が3億円以下(卸売業は1億円以下)の会社であって常時使用する従業員が 300 人以下(卸売業 100 人以下) ○小売業、サービス業では資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社及び個人であって従業員数はそれぞれ 50 人以下、100 人以下の会社及び個人 ○市内で1年以上の事業実績を有し、滝川市に独立した事業所及び店舗を有する方 (企業の信用度合により、1年未満であっても取り扱うことができる) ○中小企業等事業協同組合法による事業協同組合及び企業組合 ○北海道信用保証協会対象業種 ○市税を完納している方	○運転資金 ・融資額　1,000 万円以内 ・融資期間　7年以内(据置1年以内) ○設備資金 ・融資額　3,000 万円以内 ・融資期間　10 年以内(据置1年以内) ○利率 ・1年以内　長期プライムレートと同率 ・1年超　長期プライムレート+0.20% ・7年超　長期プライムレート+0.30% ○担保保証人 ・原則として必要 ※完済時、信用保証付き保証金の 1/2 補給。ただし、以下の場合を除く。 ①1年以内の借入 ②1年以内の繰上償還 ③一括返済(手形貸付等)／不均等分割返済 ④延滞 ⑤廃業 ⑥代位弁済
		【店舗リフレッシュ資金】 目的　店舗の新・増改築、融雪設備、空き店舗改装、商店街環境整のための資金。 ○特別融資資金の対象者のうち小売業、飲食店(食事の提供を主とする店及び喫茶店)、旅館、理容業、その他市長が必要と認めた業種 ○市内外での1年以上の事業実績を有する中小企業者であって、都市計画法に規定する商業・近接商業地域において空き店舗改装を行	○貸付対象 ・店舗の新・増改築及び融雪設備資金 ・空き店舗改装資金 ・商店街環境整備資金 ○融資額 ・会社、個人　2,000 万円以内 ・組合、団体　8,000 万円以内 ○融資期間 ・10 年以内(据置1年以内)

		う方 ○商店街振興組合並びに小売商業、サービス業、その他事業を営む方で構成された任意の団体	○利率 ・固定　長期プライムレートと同率 ・変動　　長期プライムレート−0.20％ ○担保保証人 ・原則として必要 ※信用保証付きとすることができる。 ※金利選択制
		【産業創造パワーアップ資金】 目的　起業、事業規模の拡大、事業の多角化、業種転換並びに新技術・新商品等の開発・活用等のための資金。 ○特別融資資金の対象者であり、以下のいずれかに該当する方 ①起業 ②事業規模の拡大 1. 製造能力の増大 2. 処理能力の増大 3. 従業員数の増加 4. 事業所数の増加 ③新事業への展開 1. 新分野への進出 2. 新技術・新製品の開発、製品の高度化、高付加価値化 3. 現在、営んでいる事業のうち、特定分野について分社化（独立）して事業を行うもの 4. 新事業進出のための人材の確保・育成、知的経営資源を活用するもの	○資金使途 ・運転資金及び設備資金 ○融資額 ・2,000 万円以内 ○融資期間 ・10 年以内（据置1年以内） ○利率 ・固定　長期プライムレートと同率 ・変動　長期プライムレート−0.20％ ○担保保証人 ・原則として必要 ※金利選択制 ※利子全額補給　3年間 ただし、以下の場合を除く ①1年以内の借入 ②1年以内の繰上償還 ③一括返済（手形貸付等）／不均等分割返済 ④延滞 ⑤廃業 ⑥代位弁済 ※信用保証付きとすることができる。
		【産業立地資金】 目的　事業用地の取得や設備投資を促進する資金。 ○都市計画法に規定する工業・準工業・工業専用地域において専業用地の取得や工場、機械設備などの設備投資を行う企業 ※機械とは生産・加工・試験又は検査の用に供する機械器具及び装置をいう。 ○中小企業者であり、北海道信用保証協会の保証対象業種	○資金使途 ・事業用地の取得や設備投資を促進する資金。 ○融資額 ・5,000 万円以内 ○融資期間 ・15 年以内（据置2年以内） ○利率 ・固定　長期プライムレート+0.10％ ・変動　長期プライムレート−0.10％ ○担保保証人 ・原則として必要 ※信用保証付きとすることができる。 ※金利選択制

道央砂川（どうおうすながわ）工業団地

● 国道 12 号に隣接し、高速自動車道砂川 SA スマート IC まで 1 km、滝川 IC まで 7 km、奈井江砂川 IC まで 9 km で輸送に軽便です。また、緑地を多く取り入れ工場と緑の均衡がとれた団地づくりを目指しています。

事業主体	砂川市土地開発公社
工業団地面積	99.6 ha
分譲中面積	20.7 ha
分譲価格	2,000 円/m^2～
リース制度	有　　1 m^2＝80 円/年
現況	食料品製造業、プラスチック製品製造業、運送業など 38 社が操業しています。 第 3 次造成を行い、平成 10 年度より分譲開始しております。
地質・地盤	地質：第 2 種 N 値：15　　杭打可能地盤までの深さ：5 m
用水	上水道：取水可能量 1,500 m^3/日 地下水：取水可能量 1,226 m^3/日
排水	排水条件：A 種　排水先：公共下水道
電力	砂川変電所（20,000 kVA）まで 4 km、高圧線 6.6 kV
インターネット	光（一部未対応）
地域開発法の指定	過疎法、集積区域
事業主体の希望業種	製造業、運送業、卸売業等
立地している主な企業	・㈱ホリ…食料品製造業　・丸一運輸㈱…貨物運送 ・北海産業㈱…産業用機械器具賃貸業 ・北海道スイコー㈱…各種容器製造業

● 工業団地の区画割り

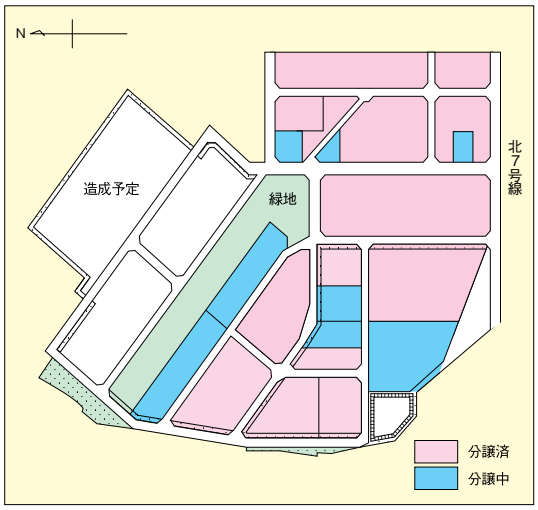

● 工業団地の位置図

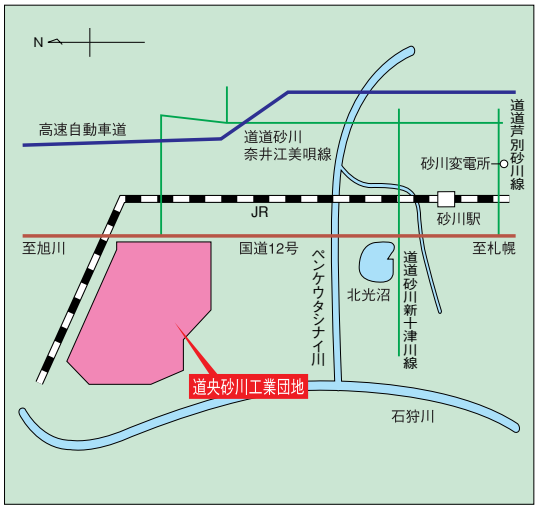

● 交通アクセス

空港	旭川空港まで 78 km
港湾	留萌港まで 80 km（90 分）
道路	国道 12 号沿い、砂川 SA スマート IC まで 1 km
鉄道	JR 砂川駅まで 3 km

● 市町村の優遇制度

〈砂川市企業振興促進条例〉
固定資産税、都市計画税、用地取得、建設設備取得、雇用、水道料などへの助成（最大 2 億 3,900 万円）
取得条件　投資額 1,500 万円以上　従業員雇用 5 人以上（一部業種 3 人以上）
対象施設　・工場（製造業・運輸及び卸売業）、植物工場施設、宿泊・観光施設、レクリエーション施設、教育文化施設、ソフトウェアハウス、試験研究施設の新・移設・建設・自動車整備、機械、家具、物品賃貸、その他施設の移設

お問い合わせ先

● 砂川市土地開発公社
〒073-0195　砂川市西７条北２丁目１番１号
TEL 0125-54-2121　内2131　FAX 0125-54-2568
URL http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/sangyou/shoukou/kogyodanti.html

砂川市

立地企業に対する税制上の優遇措置等

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域自立促進特別措置法に基づく製造業、農林水産物等販売業、旅館業の用に供する設備を新設又は増設した者で、家屋及び償却資産の取得価額の合計が 2,700 万円を超えるもの		課税免除	固定資産税	3年間

補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
砂川市企業振興促進条例	H1.6 H9.3 改正 H21.3 改正 H24.9 改正 H28.3 改正 H30.3 改正 R2.3 改正	(工業地域若しくは特別指定地域) 新設・増設・移設 (その他地域) 新設・増設 (1)製造業、運輸業、卸売業、観光事業施設・宿泊施設・スポーツ施設・レクリエーション施設・教育文化施設・ソフトウェアハウス・試験研究等施設・植物工場施設 ①投資額　1,500 万円以上 ②常用従業員　3人以上 (2)前各号と区分を異にする施設 ①投資額　1,500 万円以上 ②市内に企業施設を有する者が移設する場合	【企業施設用地取得補助金】 ①税に対する補助 (工業地域若しくは特別指定地域) ・固定資産税及び都市計画税相当額(3年間 100% 4年目 40%　5年目 20%) (その他地域) ・固定資産税及び都市計画税相当額(3年間 100%) ②用地取得に関する補助 工業地域若しくは特別指定地域の用地を取得した場合、取得額の 50%(限度額 5,000 万円)ただし、道央砂川工業団地における砂川市及び砂川市土地開発公社の所有地を取得した場合、用地取得額の 60%(限度額 6,000 万円) 【企業施設建設補助金】 ①税に対する補助 (工業地域若しくは特別指定地域) ・固定資産税及び都市計画税相当額(3年間 100% 4年目 40%　5年目 20%) (その他地域) ・固定資産税及び都市計画税相当額(3年間 100%) ②施設建設に関する補助 (工業地域若しくは特別指定地域) ・投資額の 15%(限度額1億 5,000 万円) (工業専用地域)

			・投資額の 10%（限度額 5,000 万円） （その他の地域） 投資額の6%（限度額 3,000 万円） 【雇用奨励補助金】 増加従業員のうち市内居住従業員1人に対し 36 万円(限度額 2,400 万円） 【業務用水道補助金】 （工業地域・特別指定地域・工業専用地域） 1日平均 50m3 を超えて使用した場合、水道料金の 20/100(1カ年 500 万円限度、3年間）
砂川市中小企業等振興条例	S46.3 H7.6 改正 H11.6 改正 H19.12 改正 H23.6 改正 H26.4 改正 H28.3 改正 H30.3 改正 R2.4 改正	○本市に1年以上の営業実績がある ○本市に主たる営業所又は事務所を有している ○信用保証協会の保証対象業種 ○市税の滞納がない	【融資資金】 （運転資金） ・融資額　500 万円以内 ・融資期間　7年以内 ・利率　長期プライムレートと同額 （設備資金） ・融資額　3,000 万円以内 ・融資期間　15 年以内（措置期間6カ月含） ・利率 5～10 年以内　長期プライムレートと同額 10～15 年以内　長期プライムレート＋0.3% 【補助金】 （運転資金） ○保証料の全額を補給 ○利子の1%を限度とする利率の 1/2 を補給 （設備資金） ○保証料の全額を補給 ○利子の1%を限度とする利率の 1/2 を補給

中空知エリア

歌志内文珠団地（うたしないもんじゅ）

● 雄大な自然に囲まれたロケーションと整った施設、企業立地に理想の環境です。

● 工業団地の区画割り

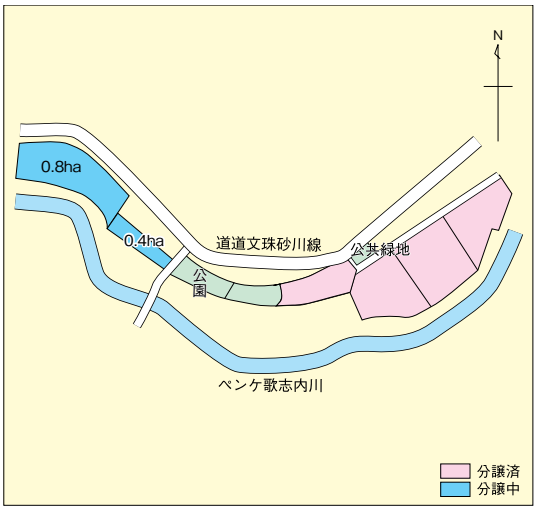

事業主体	歌志内市
工業団地面積	4.1 ha
分譲中面積	1.2 ha
分譲価格	2,810～2,930 円/m^2
リース制度	無
現況	全域造成済、現在 2 区画分譲中。
地質・地盤	地質：第 2 種 N 値：50　　杭打可能地盤までの深さ：3～4 m
用水	上水道：取水可能量 1,100 m^3/日　価格：15 m^3/月まで 3,672 円、超過料金：16 m^3～900 m^3 まで 277 円/m^3 900 m^3 以上　236 円/m^3
排水	排水条件：A 種　排水先：公共下水道。企業内浄化後、団地内排水路を経て河川に放流。
電力	文珠変電所（10,000 VA）まで 3 km、高圧線 6.6 kV
インターネット	ADSL　47 M
地域開発法の指定	過疎法、農工法
事業主体の希望業種	製造業他
立地している主な企業	（歌志内団地）・大栄産業㈱…FRP 浄化槽 （歌志内文珠団地）・㈱北陸興業…土木建築 ・㈳北海道光生舎…救護施設

● 工業団地の位置図

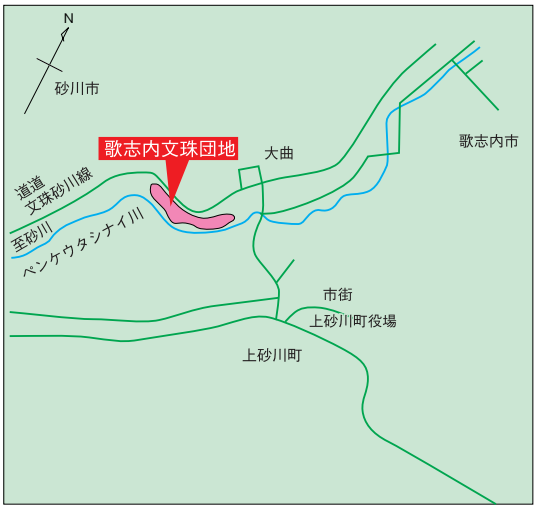

● 交通アクセス

空港　新千歳空港まで 129 km（90 分）、旭川空港まで 87 km（85 分）

港湾　苫小牧港まで 146 km（110 分）、留萌港まで 75 km（90 分）

道路　国道 12 号まで 6 km、高速自動車道奈井江砂川 IC まで 11 km(15 分)

鉄道　JR 滝川駅まで 16 km（20 分）、JR 砂川駅まで 6 km（10 分）

● 市町村の優遇制度

固定資産税の減免（3 年間）、投資額助成、雇用助成

お問い合わせ先

● 歌志内市産業課ふるさと振興グループ
〒073-0492　歌志内市字本町 5 番地
TEL 0125-42-3215　FAX 0125-42-5171
URL http://www.city.utashinai.hokkaido.jp/

歌志内市

立地企業に対する税制上の優遇措置等

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設、増設又は取得等　500 万円	新設、増設又は取得済　3人	課税免除	固定資産税	3年間

補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
歌志内市産業開発促進条例	S39.4 (R4.1　全部改正)	①　投資額　新設、増設又は取得等 500 万円以上 ②　雇用増　3人以上 ③　対象業種 ・農業　・林業　・漁業　・鉱業　・建設業 ・製造業　・電気、ガス、熱供給、水道業 ・情報通信業　・運輸業　・卸売、小売業 ・金融、保険業　・不動産業 ・飲食店、宿泊業　・医療、福祉 ・教育、学習支援業　・複合サービス業 ・サービス業(他に分類されないもの)	補助金 ○投資額の6％ ○限度額　3,000 万円
		①　投資額　新設、増設又は取得等 500 万円以上 ②　雇用増　5人以上 ③　対象業種は上記	特別報奨金 ○増加従業員1人につき 10 万円 ○限度額　1,500 万円

芦 別 市

【用地情報】

① 北海道芦別市上芦別町105番地ほか

上芦別準工業地域
上芦別準工業地域は、市街地から約3ｋｍ南に位置し、広大な面積を有するオーダーメイド方式の用地です。隣接する芦別工業団地には、特殊小型ベアリング業界において世界トップクラスを誇る北日本精機株式会社などが立地しており、産業集積用地として期待されています。

用地面積	98,635㎡
分譲価格	要相談
現況	40,874㎡分譲中
希望業種	製造業

○問い合わせ先			
所属名：	芦別市商工観光課商工振興係	電話番号：	0124-27-7376
Email：	syoukou@city.ashibetsu.hokkaido.jp	FAX番号：	0124-22-9696

芦別市

立地企業に対する税制上の優遇措置等

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
・製造業、旅館業　　500 万円以上 （資本金が 5,000 万円超の事業者は取得価格が 1,000 万円以上のもの。資本金が 1 億円超の事業者は取得価格が 2,000 万円以上のもの。） ・農林水産物等販売業、情報サービス業等　　500 万円以上	―	課税免除	固定資産税	3年間

補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
芦別市企業振興促進条例	S46.3 全部改正 H9.4 一部改正 H14.4 一部改正 H17.6 一部改正 H20.12 一部改正 H25.4 一部改正 R2.4 一部改正 R3.12 一部改正	○償却資産の取得を伴う固定資産を取得した者で、次に掲げる事業の一つに該当するもの 1.製造業、旅館業で取得価格が 500 万円以上のもの（資本金が 5,000 万円超の事業者は取得価格が 1,000 万円以上のもの。資本金が 1 億円超の事業者は取得価格が 2,000 万円以上のもの。） 2.農林水産物等販売業、情報サービス業等や既に本市において製造業等を営んでいる期間が継続して 1 年以上である者（特例事業者）が行う当該事業で取得価格が 500 万円以上のもの	奨励金 ①家屋の新築が伴う場合 取得価額の 50%以内 （限度額1億円） ②家屋の新築が伴わない場合 取得価額の 30%以内 （限度額 5,000 万円） 1年次 70%、2年次 30%

赤平市

立地企業に対する税制上の優遇措置等

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設・更新　1,500 万円以上	新増設 3人増、更新 1人増	課税免除	固定資産税	5年間全額

補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
赤平市企業振興促進条例	S63.10 H2.3 改正 H6.12 改正 H8.6 改正 H12.6 改正 H17.1 改正 H24.4 改正 H30.4 改正	○新設　投資額 1,500 万円以上 　　雇用増 3人以上 ○増設　投資額 1,500 万円以上 　　雇用増 3人以上 ○更新　投資額 1,500 万円以上 （機械及び装置・工具などの更新） 　　雇用増 1人以上 ○新設・増設にかかり、市内に用地を取得し、3年以内に建設に着手した場合で、同要件に該当するもの	助成金 ○投資に対する助成投資額の 10% (限度額 5,000 万円) ○雇用に対する助成雇用増(市内居住者のみ) 1人当たり 50 万円 (限度額 5,000 万円) ○工場取得に対する助成 取得額のうち工場等の床面積相当額の 30%の額 交付は1回限り
赤平市中小企業融資条例	H26.3 制定 H30.4 改正	○中小企業者等で、市内に独立した事業所(店舗)を有し同一事業を引き続き1年以上営むもの ○市税を完納しているもの	○短期運転資金 ・融資額　1,000 万円以内 ・返済期限 1年以内 ○長期運転資金 ・融資額　1,000 万円以内 ・返済期限 7年以内 ○設備資金 ・融資額　3,000 万円以内 ・返済期限 10 年以内 ○融資利率 それぞれに長期プライムレートを加える ・短期運転資金 0.2% ・長期運転資金 0.3% ・設備資金　0.5% ○保証料の補給 ・保証協会の信用保証料の全額補給(短期運転資金を除く) ○利子補給 ・融資利率の2分の1を補給 （1%を限度とし、最初の5年間のみ）

上砂川町

立地企業に対する税制上の優遇措置等

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設　500 万円以上 増設　500 万円以上	新設　10 人以上 増設　5人以上	課税免除	固定資産税	3年間 100/100 4年度 60/100 5年度 40/100
上砂川町企業振興促進条例に規定する事業場が先端設備等導入計画を策定し、町がそれを認定した場合		課税免除	新規取得設備に対する固定資産税	最大3年間 100/100

補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
上砂川町企業振興促進条例	S48.6 S60.6 改正 H2.4 改正 H10.3 改正 H19.1 改正 H20.9 改正 H27.6 改正	①新設 ・投資額　500 万円以上 ・雇用人員　10 人以上 ②増設 ・投資額　500 万円以上 ・雇用人員　5人以上	補助金 事業の新増設に伴い新たに雇用する従業員が町内に居住する場合(町内居住者も含む) ○雇用増人員×20 万円 (1,000 万円限度)
			利子補給 ○5年間(第1年度～第3年度まで各 150 万円限度、第4年度～第5年度各 75 万円限度)
			リース ○町有財産3年間無償 4年目　6割減免 5年目　4割減免
			助成金 ○工事費(道路・上水道・電気等)の一部助成 ○水道料助成(月 500 ㎥を超える使用水量1㎥当たり 20 円助成)
		○投資額に対する助成 ①投資額 500 万円超　5,000 万円以下 ②投資額 5,000 万円超　1億円以下 ③投資額1億円超	助成金 ①投資額×20%(1,000 万円限度) ②投資額×30%(3,000 万円限度) ③投資額×50%(1億円限度)

上砂川町企業人材確保事業助成金交付に関する規程	R 元.6.1	○上砂川町内に事業所を持つ、企業であり、企業等の魅力及び人材採用について情報発信しようとする者 右記の内容の事業申請額が20万円以上の経費に対し、1/2 を助成（上限30万） ※組み合わせ可能	○合同企業説明会に関する費用 国、都道府県及び市町村が主催する合同企業説明会の他、企業が独自で主催する合同企業説明会への出展料、会場借上料及びバックパネル等のブース装飾料　等
			○企業パンフレットの作成費用 企業等が作成するPRパンフレットに係る印刷製本費の他、外部委託した際のデザイン料及び印刷製本費　等
			○新聞、雑誌広告、就業支援サイトへ掲載費用 求人情報や合同企業説明会情報に係る掲載料の他、チラシ等の作成料及び新聞等の折り込み費用　等
			○就職希望者への就業体験及び見学会の実施費用 就職希望者への就業体験等の際に発生する宿泊費及び交通費　等
上砂川町創業支援補助金等交付に関する規定	R3.8.1	○上砂川町内に店舗等を新築（プレハブ設置を含む。）し、創業するもの	①新築工事費 ②プレハブの購入・設置費 ③構築物の整備費 ④事業に要する土地（店舗等の敷地を含む。）の購入費 対象経費の 2 分の 1（限度額 250 万円）
		○上砂川町内の店舗等その他の建物を購入・改築し、創業するもの	①購入・改築に要する経費 ②構築物の整備費 ③事業に要する土地（店舗等の敷地を含む。）の購入費 対象経費の 2 分の 1（限度額 150 万円）
		○上砂川町内の店舗等その他の建物を賃借し、創業するもの	①店舗・土地の賃借料（3 年間に限る） 対象経費の 2 分の 1（限度額月額 5 万円）
		○創業に必要な備品を購入又は賃借するもの	①備品の購入費・賃借料 対象経費の 3 分の 2（限度額 40 万円）
		○創業祝金	新規創業後 1 年を経過した事業者に対し交付

浦臼町

立地企業に対する税制上の優遇措置等

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　2,700 万円以上	―	課税免除	固定資産税	3年間

補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
浦臼町企業立地促進条例	H30.3	○建設業、製造業、運輸業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業 ○投資額 ・新設　1,000 万円以上 ・移・増設　500 万円以上 ○雇用者数 ・1人以上	【設備投資に対する助成金】 ○　新設・増設・移設 ・投資額の 20% ・限度額 3,000 万円 (最大 3 年分割) 【雇用に対する助成】 ○新設・増設・移設 ・新規雇用者(町内に居住する者に限る。)20 万円/人 円

新十津川町

立地企業に対する税制上の優遇措置等

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）		従業員（人以上）				
新設	1,000 万円以上	新設	0人以上	課税免除	固定資産税	
増設	500 万円以上	増設	0人以上		（土地･家屋）	（10 年間）
移設	1,000 万円以上				（償却資産）	（5年間）

補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
新十津川町中小企業事業資金保障融資条例	H10.12	○本町商工会加入者で、1年以上居住、操業する中小企業者	〈融資〉 ○設備資金　1,000 万円 ○貸付期限　7年（月賦償還） ○運転資金　500 万円 ○貸付期限　5年（月賦又は一括償還） ○特別資金　2,500 万円 ○貸付期限　10 年（月賦償還） ○担保不要 ○原則、北海道信用保証協会の保証 ○利率　年 9.855 パーセント以内で、長期プライムレートに連動
			〈利子補給〉 ○借入利率の 1/2 以内 ○利子補給の上限は 2.5%
新十津川町企業振興促進条例	H10.12	○新設、増設、移設企業	〈補助金〉 ○投資額の 20%を補助（限度額 3,000 万円） ○町民を新たに雇用した場合1人当たり年間賃金支払額の5%を補助（限度額1人当たり 25 万円、総額 500 万円で3年間補助） ○新たに雇用した者が、営業開始日後に町民となった場合、1人当たり年間 30 万円を補助（3年間補助） ○施設設備の賃料の 20%補助（限度額年額 100 万円で3年間補助） 〈便宜供与〉 ○買収敷地のあっせん ○道路の整備 ○住宅対策の協力

新十津川町中小企業者応援条例	H28.3	○町内に店舗等新築(プレハブ設置を含む。)し、営業を開始したもので、対象経費(賃借料を除く。)の合計額が 100 万円以上であること。	＜補助金＞ ［農作物の直売を目的としているとき］ ○新築工事費又はプレハブ購入・設置費(新築に伴う購築物の整備費を含む。)における対象経費合計額の4分の3(限度額 400 万円) ○設備備品購入額(新築に伴う構築物の整備費を含む。)における対象経費合計額の4分の3(限度額 400 万円) ○土地、プレハブ及び設備備品の年間賃借料における対象経費合計額の2分の1(限度額 100 万円) [農作物の直売以外を目的としているとき] ○新築工事費又はプレハブ購入・設置費における対象経費合計額の2分の1(限度額 200 万円) ○設備備品購入費における対象経費合計額の2分の1(限度額 200 万円) ○土地、プレハブ及び設備備品における年間賃借料の対象経費合計額の2分の1(限度額 50 万円)

雨竜町

立地企業に対する税制上の優遇措置等

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　1,000 万円以上	新設　5人以上 増設　5人以上	課税免除	固定資産税	3年間

補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
雨竜町企業開発促進条例	S48.9	①投資額　新増設　1,000 万円以上 ②雇用人員　新設　5人以上 増設　5人以上	リース等 (1)町有の土地および建物を譲渡する場合、その代金を5年以内の割賦払い (2)町有の土地および建物を貸与